

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年10月10日)

## 【 件 名 】

- 1 心身障がい者扶養共済制度に係る加入者掛金の減免率等の見直しについて  
(障がい福祉課) …… 1
- 2 特別養護老人ホーム施設整備事業計画の募集について  
(長寿社会課) …… 2
- 3 「とっとり子育て応援パスポート」5周年記念事業の実施について  
(子育て応援課) …… 5

福祉保健部

## 心身障がい者扶養共済制度に係る加入者掛金の減免率等の見直しについて

平成24年10月10日  
障がい福祉課

世帯員の被災、失業等により掛金の納付が困難となった心身障がい者扶養共済制度の加入者の負担を軽減するため、掛金の減免及び納付の猶予について次のとおり制度見直し（＝鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正）を検討しています。

### 1 制度見直しの契機・背景

今回の見直しは、東日本大震災から1年を機に、被災地に派遣された職員の避難所支援業務等の経験を踏まえつつ、災害時の制度対応という観点から心身障がい者扶養共済制度の自主点検を行った結果、自然災害（風水害・土砂災害・地震等）、原発事故等により被害を受けた加入者への配慮措置が不十分と考えられたことから、制度見直しの検討を開始したものです。また、制度見直しに伴い、被災者以外の加入者への配慮措置も充実させるよう、併せて検討しています。

### 2 心身障がい者扶養共済制度の概要

#### (1) 概要

心身障がい者扶養共済制度は、心身障がい者の保護者（加入者）が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡し、又は重度障がいとなったときに、障がい者に終身一定額の年金（月額2万円/口）を支給する任意加入の共済制度です。

#### (2) 加入者数等

- ア 加入者数 328名（平成24年9月末現在）
- イ 年金受給者数 355名（平成24年9月末現在）

### 3 制度見直し（規則改正案）の概要

- (1) 災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者の掛金を減免する割合を引き上げる。
- (2) 掛金の納付の猶予を受けていた者に減免理由が生じたときは、猶予されていた掛金も減免の対象とする。
- (3) 掛金の納付を猶予する理由が継続している場合は、4月以内で猶予期間を延長できる。
- (4) 改正後の規則は公布日から施行する。

### 4 現状と制度見直し後の対応

#### (1) 被災者への配慮措置

想定事例	現状	制度見直し後の対応
災害により生活基盤が破壊された場合（住宅の全半壊、農地の水没、漁船の流出等）	配慮措置なし。	災害によって減免対象者（市町村民税非課税世帯：5割減免、所得割非課税世帯：3割減免）となった加入者について、減免率の加算（2割）を行う。

#### (2) その他の配慮措置

想定事例	現状	制度見直し後の対応
掛金の納付猶予期間中に減免対象となった場合	実際には減免対象となった時点で相当苦しい生活状況になっているが、猶予期間開始から減免対象に該当するまでの間の掛金は減免されない。	納付猶予期間中に減免対象となった加入者については、当該期間開始月に遡って、掛金を減免する。
自己又は同居の親族が失業したため生計の維持が困難となった場合	配慮措置なし。	掛金の納付猶予の対象とする。
4月以上の掛金の納付猶予を希望する場合	4月が限度であり、掛金の納付猶予期間の延長は認められない。	掛金の納付を猶予する理由が継続している場合は、4月以内の単位で猶予期間を延長できる。

# 特別養護老人ホーム施設整備事業計画の募集について

平成24年10月10日  
福祉保健部長寿社会課

## 1 公募の対象施設について

鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画（平成24～26年度）で特別養護老人ホーム（広域型）を140床整備することを計画。

この計画に基づき、鳥取市内において特別養護老人ホーム（70床）を整備する法人を2法人募集。

※整備計画は、40床の整備と30床の整備など合わせて70床とすることも可能。

※施設整備は新設のみ。（増築は対象外）

(1) 整備場所 鳥取市内

(2) 整備床数 70床×2

## 2 施設整備選定基準について

施設整備事業計画の選定にあたっては、運営方針、入居者に対する配慮、併設施設などの計画を評価の上、選定。

## 3 施設整備事業計画協議書の提出について

(1) 提出期限 平成24年11月30日（金）17時まで

(2) 応募件数 1法人につき、1計画のみ

## 4 選定結果の公表について

平成25年2月を予定

## 5 その他

法人の選定後において、重要な事項（建設場所、施設種別、定員、資金贈与者等）の変更があった場合、選定の取り消しや建設補助金の額を減額又は返還を求めることがある。

## 圏域型特別養護老人ホーム施設整備選定基準

- 1 目的  
特別養護老人ホームの施設整備の選定の透明性、公平性を高めるための基準を定める。
- 2 選定方法
  - (1) 選定対象施設  
県東部圏域（鳥取市）において、県に提出のあった整備計画の内、次の条件を満たしたものについて、施設整備の選定対象とする。

項 目	具 体 的 取 扱 い
1 施設設置者（法人） に関するもの	
（1）共通事項	○介護保険法第86条第2項各号に該当しないこと。 ○設置主体の法人は県内に主たる事務所を置く、又は置こうとする法人であること。
（2）既存の社会福祉法人	①適正かつ安定した事業経営の実績があること。 ②設置主体の法人が法令を遵守していること。 （過去3年以内に行政処分を受けている場合、又は行政指導（軽易なものを除く）を受けており、改善されていない場合は選定対象外） ③第三者評価を受けている、または受ける予定であること。
（3）社会福祉法人を設立しようとするもの	○施設開設までに社会福祉法人の設立認可の見込みがあること。
2 事業実施・運営能力	①老人福祉法の認可及び介護保険法の指定の見込みがあること。 ②資金計画（償還計画）が適正であること。 ③県補助金の申請と他の補助金の重複がないこと。
3 事業計画の適格性	①国の設備及び運営に関する基準に適合していること。 ②用地の確保が確実であること。 ③土地利用制限に抵触しないこと。 （開発許可、農地転用許可等の必要なものについて事前協議を行っていること、文化財保護保全指定区域の場合の調査・事前協議が行われていることなど。） ④取付道路、上下水道関係の調整が行われていること。 ⑤原則、平成26年4月末までに開設できること。
4 調整	①近隣住民の理解が得られていること。 （建設予定地の隣接土地所有者、施設予定地の属する自治会長） ②協力医療機関・歯科医療機関が確保できることが確実であること。
5 その他	①全室ユニット型個室とする。 ②新しく整備する施設について、生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減を行う法人であること。

(2) 評価基準

項 目	主 眼・着 眼 点
1 運営方針等	①開設理由 ②運営方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の核となるような取り組みや地域に開かれた運営について</li> <li>・地域の要援護者等の生活支援（公的サービスを除く）の実施について</li> <li>・法令遵守に向けた工夫や取り組み</li> <li>・利用者の立場から、利用者一人ひとりへの個別・具体的なサービス提供について</li> <li>・求められる職員の姿、質の向上に向けた取り組み</li> <li>・今回応募する特別養護老人ホーム以外の事業所で、既に生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減をどの程度行っているかを評価。</li> <li>・その他</li> </ul>
2 入居者に対する配慮	①在宅生活の延長として、入居者がその能力に応じ自立した日常生活を送ることができるような環境づくり ②明るく家庭的な雰囲気や、地域や家族などの交流を深めるための支援及び工夫（ハード、ソフト） ③身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為の廃止に向けた工夫や取り組み ④介護職員と入居者との関係づくり、職員動線や人員配置など ⑤その他、入所者処遇に向けた取り組み
3 事故発生時等の対策	①非常災害対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災や天災など非常災害時の危機管理に対する考え方や具体的な取り組みについて</li> </ul> ②事故発生時の対応について <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤嚥や転倒などの日常的な事故防止や発生時の対応、再発防止について</li> </ul>
4 設置場所等	①都市計画法に基づく市街化区域への建設を評価 ②既存施設等との距離や偏りのない施設配置 ③住宅地や利便性など周辺環境・敷地の状況などの特徴
5 特徴ある施設	○当該施設を拠点とした地域の要援護者等の生活支援
6 併設施設	○次に掲げる事業所の併設について評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・医療系サービス（訪問看護、訪問・通所リハビリステーション）</li> <li>・24時間定期巡回・随時対応サービス</li> </ul>
7 その他	○特徴ある施設運営を評価

## 「とっとり子育て応援パスポート」5周年記念事業の実施について

平成24年10月10日  
子 育 て 応 援 課

平成19年にスタートした「とっとり子育て応援パスポート事業」が、事業趣旨に賛同いただいた多くの企業や店舗、そして地域の皆様の支えにより、本年11月で5周年を迎えることから、これを記念し、「ありがとうキャンペーン」を実施します。

### 1 事業概要

#### (1) 目的

とっとり子育て応援パスポート協賛店（以下、「協賛店」という。）に対する感謝の言葉（嬉しかったこと、ありがたかったこと等）を広く利用者から募集し、その内容を公表することで、協賛店に対する感謝の意を表すとともに、提供サービスの利用促進を図る。

#### (2) 募集期間

平成24年10月19日（金）から平成24年12月19日（水）まで  
※期間の開始日・終了日は、5周年を迎える11月前後の月の「育児の日」

#### (3) 対象者

とっとり子育て応援パスポートをお持ちのご家庭

#### (4) 募集内容

他の人に紹介したい協賛店のサービスや心に残るエピソードなど（80文字以内）

#### (5) 応募方法

電子メール（専用フォームへの入力）、FAX・郵送（申込用紙）など

#### (6) 応募特典

キャンペーン期間終了後、応募者の中から抽選で、県・市町村から記念品をプレゼント

#### (7) 公表方法等

以下の方法により、寄せられた感想を公表することで、協賛店のPRに繋がります。

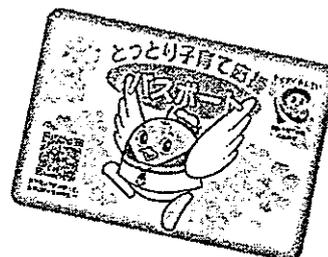
- a. 子育て王国とっとりのフェイスブックページや子育て王国鳥取サイト等の媒体を利用して公表します。（順次、協賛店自体の紹介と併せて公表）
- b. 協賛店への発送  
寄せられた感想を協賛店ごとにとりまとめ、文書形式で協賛店へ発送します。

### 2 参考（とっとり子育て応援パスポート事業の概要）

妊娠中の方や18歳未満の児童を養育している家庭の方が、「とっとり子育て応援パスポート」を提示すると、協賛店で商品の割引やポイント加算など、子育て応援サービスを受けられる事業。申請者情報の登録や管理業務等、事業の運営については、各市町村の協力を得て行っている。

#### (1) とっとり子育て応援パスポートの登録状況

- ① 登録世帯数：29,605世帯
- ② 協賛店舗数：2,308店舗  
（平成24年8月末現在）



#### (2) 他府県との連携

島根県、関西圏（三重・京都・大阪・兵庫・奈良・滋賀・和歌山・徳島）との相互乗り入れを実施し、連携府県の協賛店でも利用可能としている。